

宗像商會若松支店長と協議の結果右要求を容認することとなり  
三月十九日次の條件を以て解決したのである。

十一、解決條件

- 1、宗像商會經營となり解雇する場合解雇手當として給料の  
最高四箇月最低二箇月分を支給すること
- 2、宗像商會の出資なく炭坑の場合は炭坑内の機械器具を賣却  
し役員未拂給料及一般稼働者の未拂賃金を支拂ふこと

發第六三號

昭和十年四月二十五日

福岡出張所長 清 進

情報別紙の通御送付申上候